

就労継続支援 B 型事業所

New Revival Academy

身体拘束廃止マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、就労継続支援 B 型事業所において、利用者の人権を尊重し、身体拘束等の行為を原則として廃止するとともに、やむを得ず身体拘束等を行う場合の適正な手続きと対応を定め、沖縄県の実地指導に適切に対応することを目的とする。

2. 法令・通知等の根拠

- 障害者総合支援法
 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 - 指定障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
 - 厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」
 - 沖縄県指定障害福祉サービス等指導要綱
-

3. 身体拘束等の定義

本マニュアルにおける身体拘束等とは、次の行為をいう。

1. 身体を拘束する行為(ベルト、紐、抑え込み等)
 2. 行動を制限する行為(隔離、施錠等)
 3. 本人の意思に反して行動を抑制する指示・威圧的対応
 4. 薬物等による行動の抑制(医師の適切な指示を除く)
-

4. 身体拘束廃止の基本方針

1. 身体拘束は原則として行わない
2. 利用者の尊厳と自己決定を最大限尊重する
3. 職員全員が身体拘束廃止の意識を共有する
4. 代替手段を常に検討・実践する

5. やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件

以下の3要件をすべて満たす場合に限り、例外的に身体拘束等を行うことができる。

1. 切迫性：利用者本人または他者の生命・身体に重大な危険が差し迫っている場合
 2. 非代替性：身体拘束以外に代替手段がない場合
 3. 一時性：必要最小限の時間に限定されている場合
-

6. 身体拘束実施時の手続き

1. 管理者への報告・判断
 2. 多職種(職員間)での協議
 3. 利用者本人への説明(可能な限り)
 4. 家族等への速やかな報告
 5. 身体拘束実施記録の作成
-

7. 身体拘束実施記録

以下の内容を必ず記録する。

- 利用者氏名
- 実施日時・場所
- 身体拘束を行った理由(3要件の該当性)
- 実施内容・方法
- 実施時間
- 利用者の様子
- 解除判断の経過
- 管理者確認欄

※記録は5年間以上保管する。

8. 身体拘束解除後の対応

1. 利用者的心身状態の確認
 2. 職員間での振り返り
 3. 再発防止策の検討
 4. 個別支援計画への反映
-

9. 身体拘束防止のための具体的取組

- 環境調整(作業環境・動線の工夫)
 - コミュニケーション方法の見直し
 - 行動障害への理解と支援技術の向上
 - 個別支援計画に基づく支援
-

10. 職員研修

1. 年1回以上の身体拘束廃止研修を実施
 2. 新任職員への初任者研修
 3. 研修記録の作成・保管
-

11. 虐待防止との関係

身体拘束の不適切な実施は障害者虐待に該当する可能性がある。虐待が疑われる場合は、速やかに管理者および関係機関へ報告する。

12. 附則

本マニュアルは、法令改正や運営状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

制定日：令和 6 年 1 月 4 日

事業所名：New Revival Academy

管理者名：長久保剛
